事　務　事　業　一　元　化　調　書

関市・武儀郡４町村合併協議会

協　議　項　目	１８．公共的団体等の取扱い	協 議 細 目	
調　整　方　針	（案）　公共的団体等の取り扱いについては、新市の速やかな一体性を確保するため、同一又は同種の団体についてそれぞれの実情を尊重しながら統合又は再編するよう調整に努めるものとする。 （１）　共通の目的を持った団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。 （２）　共通の目的を持った団体で、諸般の事情により合併時に統合が困難な団体は、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。 （３）　独自の目的を持った団体は、その必要性に応じて調整するものとする。		
項　目	参　考　資　料		
	資料は、第６回合併協議会（１２月２５日）に提出済み。（Ｐ２２・Ｐ２３）		